

東京証券取引所説明資料

2016年12月15日

主幹事証券会社におけるIPO実施会社の株式保有の状況

- 東京証券取引所に、2015年及び2016年（11月まで）にIPOを行った会社について、主幹事証券会社と会社との間の直接・間接の資本関係を調査。
 - ✓ 調査の対象は、市場第一部・第二部・マザーズ・JASDAQの4市場。
 - ✓ 間接の資本関係には、主幹事証券会社系列のファンドなどによる会社株式の保有を指す。
- 調査の結果、対象となった150社のうち23社（15.3%）において、24件の直接・間接の資本関係が認められた（1社は、2件の出資あり）。
- この24件の保有比率の分布は、以下のとおり。

保有比率	出資件数		比率 (注1)	
	～5%	2件（直接）	小計10件	8.3%
	8件（間接）	33.3%		
5%～10%	6件（間接）		25.0%	
10%～15%	3件（間接）		12.5%	
15%～20%	3件（間接）		12.5%	
20%～	2件（間接）		8.3%	
合計	24件		100%	

(注1) 比率は、資本関係のあった件数全体（24件）に占める割合を指す。

(注2) 各社が上場承認時に公表する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」における「株主の状況」より調査。

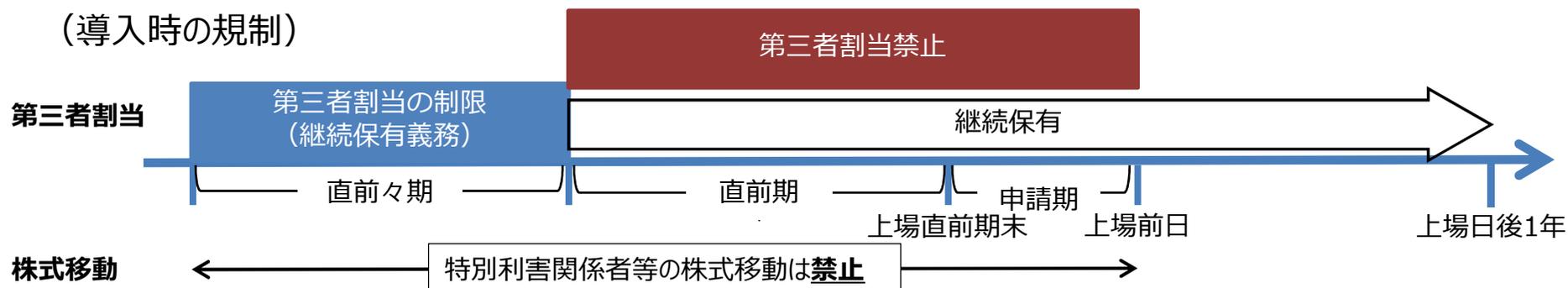
(注3) ストックオプション等の潜在株を保有している事例はなし。

取引所ルール（公開前規制）について

（導入経緯）

- 1989年、リクルート・コスモス事件を契機とし、株式公開を利用した「短期利得」を排除し、公正性を確保する目的から、公開前規制を導入
 - ・ 同事件は、公開前に第三者割当を受けた者、特別利害関係者等から株式を譲り受けた者が、公開後、短期的に利得を得ることができる状態にあったことが問題となった事案。
 - ・ そのため、公開前の第三者割当及び特別利害関係者等の株式移動などについての規制を導入。

（導入時の規制）



（改正内容）

- 1999年及び2001年に、政府の提言において「未公開企業の経営や資本政策を制約している」との指摘があり、日証協ワーキンググループでの検討などを踏まえ段階的に緩和。
 - ・ 第三者割当の禁止期間の撤廃
 - ・ 第三者割当の制限期間の変更 (直前々期⇒直前期及び申請期)
 - ・ 第三者割当株式の継続保有期間の短縮 (上場日後1年⇒上場日後6か月)
 - ・ 特別利害関係者等の株式移動の禁止撤廃 (禁止⇒開示)

（現在の規制）

